

訪問看護ステーション リハビリタブル運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社リハビリタブルが設置する訪問看護ステーション リハビリタブル（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者とは対面や電話、ICT等も活用しながら密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

4 ステーションは、指定訪問看護の提供に関し、厚生労働大臣等に対する申請、届出等に係る手続及び訪問看護療養費に関する費用の請求に係る手続を適正に行うとともに、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

5 ステーションは、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、利用者を誘引してはならない。また、指定訪問看護の提供に関し、特定の医師を主治の医師とするべき旨や特定の事業者等を利用するべき旨を指示することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(事業の運営)

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

3 ステーションは、訪問看護提供の継続性を確保するために、業務継続計画（BCP）を定める。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーション リハビリタブル
所在地：東京都練馬区田柄四丁目 28 番 14 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5名以上（内、常勤1名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 相当数
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日まで（祝日を含む）とする。但し、12月29日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族の支援に関すること。
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

第10条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。
介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。（別表：訪問看護利用料金表参照）

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
- (2) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費は、公共交通機関等利用にかかる

る実費額(往復分)を徴収する。

- 3 利用者の都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料金を徴収する。
 - (1) 利用日の前営業日の 17 時までに連絡があった場合：無料
 - (2) 利用日の前営業日の 17 時までに連絡がなかった場合：当該基本料金の 100% (10 割分)

(通常業務を実施する地域)

第 12 条 ステーションが通常業務を行う地域は、以下の地域とする。

～訪問看護ステーション リハビリタブル～

【練馬区】 旭丘・旭町・春日町・北町(全域)・向山・小竹町・栄町・桜台・高松・田柄・豊玉上・土支田・錦・練馬羽沢・早宮・光が丘・氷川台・平和台

【板橋区】 相生町・赤塚新町・赤塚・小豆沢・上板橋・坂下・志村・新河岸・高島平・大門・徳丸・成増西台・蓮根・舟渡・東坂下・三園・四葉・若木

(相談・苦情対応)

- 第 13 条
- 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
 - 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

(事故処理及び安全管理)

- 第 14 条
- 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、主治医、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。
 - 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
 - 4 安全管理に関する考え方や事故発生時の対応方法を文書化し、再発防止の対策を講じる体制を整備する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第 15 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (5) 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わないものとする。身体的拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第 16 条
- 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
 - (1) 採用後 1 ヶ月以内の初任研修
 - (2) 年 2 回の業務研修
 - 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
 - 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の

日から2年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)また、当該記録については、正確かつ最新の内容を保つよう整備しなければならない。

附 則

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日変更)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月1日変更)

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

附 則(令和6年6月1日変更)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附 則(令和8年6月1日変更)

この規程は、令和8年6月1日から施行する。